

2018年10月22日

各 位

上場会社名 株式会社 LIFULL
代表者名 代表取締役社長 井上 高志
(コード番号 2120 東証第一部)
問合せ先 執行役員 阿部 和彦
グループ経営推進本部長
(TEL 03-6774-1603)

Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収 を実施するための契約の変更に関するお知らせ

2018年5月9日に「Mitula Group Limited を完全子会社化するための友好的な買収手続き開始の合意及び臨時株主総会開催の決定に関するお知らせ」(以下「5月9日付開示」)で公表しました、オーストラリア会社法(以下「豪州会社法」)に定めるスキーム・オブ・アレンジメントによりオーストラリア証券取引所に上場している豪州会社法に従って設立された Mitula Group Limited (以下「Mitula」)の発行済株式(以下「Mitula 株式」)の全部を取得し Mitula を完全子会社化する取引(以下「本件買収」)に関連して、本日、2018年5月9日に締結された本件買収を実施するための契約である Scheme Implementation Deed (以下「SID」)の変更契約を締結しましたので、お知らせいたします。

5月9日付開示でお知らせの通り、本件買収の対価は当社普通株式(以下「株式対価」)及び現金(以下「現金対価」)になりますが、スキーム・ブックレットのドラフト審査におけるオーストラリア証券投資委員会(ASIC)との議論に従って原 SID を以下の通り修正いたしました。

原 SID の下では、スキーム・オブ・アレンジメントの対価を受領する権利が付与される Mitula 株主が確定する日(Record Date)(以下「最終 Mitula 株主確定日」)の最終株主名簿に記載される各 Mitula 株主(以下「最終 Mitula 株主」)は、株式対価の受領を選択しない限り、最終 Mitula 株主確定日時時点で保有する Mitula 株式のうち 20,000 株までは全てについて現金対価を受領し、20,000 株を超える部分の株式については株式対価を受領するという内容でしたが、今回、現金対価の交付を2018年10月24日の午後7時(オーストラリア ビクトリア州 メルボルン時間)(以下「現金対価基準日」といいます。)時点の株主名簿に記載される Mitula 株主に限定(なお、名義株主を通じて保有される Mitula 株式も対象とします。)する為、基準日を新たに設定いたしました。これにより、最終 Mitula 株主は、現金対価基準日後に取得する Mitula 株式については株式対価を受領することになります。また、SID の変更契約において、豪州裁判所による第二回聴聞及びスキーム認可を含む SID の前提条件充足の期限を2018年12月14日とすることを合意しております。

今回の SID の変更契約の締結により、5月9日付開示に記載の募集株式の数の上限を含む発行要項に変更はありません。

なお、本件買収に関する現状の主なスケジュールは以下のとおりです。

スキーム・ブックレットのASICの登録	2018年10月26日
Mitulaの株主集会	2018年12月11日(予定)
認可日(豪州裁判所による第二回聴聞期日及びスキーム認可) Mitula株式の最終取引日	2018年12月13日(予定)
最終Mitula株主確定日(Record Date)	2018年12月18日(予定)
実行日(Implementation Date)	2019年1月8日(予定)
決済日(Settlement Completion Date)	2019年1月18日(予定)

(注) Mitulaの株主集会日後の全ての日は、豪州裁判所との日程調整等に従い、変更されることがあります。また、上記の実行日の確定後、当社取締役会で同日を現物出資財産の給付期日として決定することとなります。

以 上